

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 27 条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。但し、その経路が折返しとなる場合又は環状線を 1 周し更にこれを越える場合を除く。

(2) 往復乗車券

旅客が、往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。但し、往路と復路の区間又は経路が異なるものを除く。

(学生割引普通乗車券の発売)

第 28 条 学校取扱規程第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が片道 100 キロメートルを越える区間を旅行する場合で、第 29 条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証又は放送大学学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）を提出したときは、その学割証 1 枚について 1 人 1 回に限り、割引普通乗車券を発売する。

(学割証)

第 29 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）、学生証、生徒証、または児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年令・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学割証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

2 学割証の様式は、次のとおりとする。

一般学校用

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証 (裏印)

(一般学校用)

第.....号 学校種別又は指定番号

※乗車船区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊	
部科及び学年	第.....年	学年(年次)
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(.....才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	平成.....年.....月.....日	日まで

平成.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名..... 代表者
職印

学校代表者氏名.....

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、当該のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太く内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

12.8cm

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
- (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証 契印

第.....号 (通信教育学校用)

※乗車船区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊	
部科及び学年	第.....学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(.....才)	
割引率	旅客鉄道会社 2 割	
有効期限	平成.....年.....月.....日から 平成.....年.....月.....日まで	

平成.....年.....月.....日発行

学校所在地.....
 学校名.....
 学校代表者氏名..... 代表者
職印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは提示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。

12.8cm

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
 (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

放送大学用

表

裏

放送大学学生旅客運賃割引証 契印

第.....号

利用運輸機関名	駅から 駅まで	經由
乗車券の種類	回数券	
部科及び学年	第.....学年(年次)	
学生証番号		
使用者の氏名及び年齢	(.....歳)	
割引率	2割	
有効期限	学割証発行日から1ヶ月	

平成.....年.....月.....日発行

学校所在地.....
 学校名.....
 学校代表者氏名..... 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、提示してください。

12.8cm

9.0cm

- 備考 (1) この割引証は、紺色刷りとする。
 (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

- 3 学割証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から3か月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間、放送大学用のものにあつては発行の日から1か月間とする。但し、一般学校用のもので、学校取扱規程第11条第5項から第7項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 指定救護施設に保護又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表 裏

12.8cm	被救護者旅客運賃割引証			封印
	第...号		指定番号	
	乗車船区間	駅から 駅まで	経由	
	乗車券の種類	片道	被救護者	片道
		往復	付添人	往復
	旅行証明書番号			
	被救護者の氏名 及び年齢		(才)	
	付添人の氏名 及び年齢		(才)	
	割引率		5割	
	有効期限		平成 年 月 日まで	
平成...年...月...日発行				
施設所在地			代表者 職印	
施設名				
代表者氏名				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	款	添
			31	33

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- この割引証は、旅行開始前に限って、使用できます。
- この割引証の記入事項(太くわ内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

9.1cm

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第 32 条 旅客が別に定める区間を乗り継いで乗車する場合は、乗継割引普通乗車券を発売する。

(注) 本条の区間は連絡運輸取扱要項に定める。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第 33 条 社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等を、そのつど関係の駅に掲示する。